

令和2年7月豪雨により被災された方への支援について

令和2年7月15日
林野庁共済組合

この度の令和2年7月豪雨により被災された方々に対し、林野庁共済組合より以下の支援をいたします。
不明なことがあれば、所属所担当者もしくは所属する林野庁共済組合支部へお問い合わせください。

支援内容	対象者	内容	要件、手続方法
組合員証、被扶養者証(保険証)を提示できなくても医療機関を受診できます	被災した組合員（任意継続組合員を含む。）または被扶養者	<p>【災害救助法適用地域に限ります】 当面の間、災害による亡失により保険証が手元に無い場合でも、保険診療等を受けられます。 ※災害救助法適用地域URLはこちら</p>	<p>保険医療機関等の窓口で、次の事項をお申し出ください。</p> <p>①氏名、②生年月日、③連絡先（電話番号） ④林野庁共済組合の組合員又は被扶養者である旨 ⑤共済組合員証 記号番号（分かる場合）</p>
任意継続組合員の保険料（掛金）の納付期限を延長します	被災した任意継続組合員	<p>【災害救助法適用地域に限ります】 被災した任意継続組合員に対する保険料の納付期限を当面の間延長します。 ※災害救助法適用地域URLはこちら</p>	<p>災害により保険料（掛金）の納付が困難な旨、所属所担当者又は所属する林野庁共済組合支部へご連絡ください。</p>
災害見舞金の請求ができます	被災した組合員（任意継続組合員および単身赴任等により組合員と別居中の被扶養者の住居等を含む。） ※住居は共済組合に住居として届け出ている住所にあるものに限ります。	<p>組合員又はその被扶養者が水害、地震、火事、その他の非常災害により、住居及び家財に損害を受けた場合、災害見舞金を請求することができます。</p>	<p>林野庁共済組合HPの災害見舞金ページをご確認ください。</p> <p>※可能な限り、住居と家財の写真を撮影し保存しておいてください。 ※り災した日の翌日から2年以内に請求を行わないときは、時効により給付を受ける権利が消滅します。 (り災日が令和2年7月3日の場合、令和4年7月3日到着分まで)</p>
特別貸付（災害）の申込みができます	被災した組合員（組合員期間が6月未満でも利用できます）	<p>組合員、被扶養者、被扶養者以外の組合員の配偶者、子若しくは父母が、水震火災その他の非常災害により住居又は家財に損害を受けた場合（修繕などに要する費用）に申し込むことができます。</p>	<p>林野庁共済組合HPの貸付事業ページをご確認ください。</p>
貸付元金の弁済猶予を受けることができます	共済貸付を受けている組合員	<p>貸付金の弁済猶予が必要となった場合、最長12か月間、未弁済元金の弁済猶予を受けることができます。 ※貸付金に対する利息及び団信保険料は弁済猶予の対象外です。</p>	<p>災害により弁済猶予が必要になった旨、所属所担当者又は所属する林野庁共済組合支部へご連絡ください。</p> <p>※申請期限は被災された日から6か月以内です。</p>